

国の行政の業務改革に関する取組方針の概要

～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～

趣 旨

各府省における業務改革の取組を推進し、効率的で質の高い行政を実現するとともに、機構・定員配置の見直しに適切に反映するため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」に基づき、総務大臣が策定

共通的取組方針

1 行政運営の効率化・質の向上 ～限られた資源で最大の効果を～

- 行政のICT化の推進（ICT投資・番号制度導入時の業務改革の徹底、政府情報システムの改革、電子化・共通化・ペーパーレス化の推進、発生源入力の徹底、電子決裁の推進、電子契約の推進、エビデンスに基づく政策の企画立案・業務執行、職員の多様で柔軟な働き方の実現等）
- 業務の必要性の見直し（行政事業レビュー、政策評価、行政評価・監視、予算執行調査等を通じた業務の必要性の見直し等）
- 業務の実施体制の見直し（業務量に応じた定員配置、支所・出張所等の統廃合、再任用職員・非常勤職員の活用、内部管理業務の見直し等）
- 民間能力等の活用（民営化、独立行政法人・地方公共団体への業務移管、指定・登録機関の活用、民間委託・市場化テスト・PFIの推進等）

2 行政のオープン化・双方向化 ～国民視点に立ったサービスの向上・経済の活性化～

公共データの民間開放の推進、オンライン利用の推進、番号制度の活用、利用者の負担軽減・利便性の向上、政策に関する情報の提供、国民の意見・要望の収集

3 行政運営の信頼性の確保 ～国民の権利利益の保護～

行政手続法・行政不服審査法の適切な運用等

推進方策

- ◆ 各府省は、本方針を踏まえて業務改革に取り組むとともに、業務改革の取組を機構・定員要求に反映
- ◆ 行政管理局・内閣人事局は、各府省の業務改革の具体的な取組及び機構・定員への反映状況を、年内を目途にとりまとめ・公表
- ◆ 行政管理局は、各府省の業務改革の取組状況や業務の実施体制を点検し、毎年度本方針を改定するとともに、業務改革に関する調査研究を行い、各府省に対する情報提供や各省に共通して必要となる情報システムを整備
- ◆ 独立行政法人についても、国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請